

I はじめに

- 第3次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン2018）は、食育基本法に基づき策定するもので食育に関する施策を総合的に展開するための計画です。
- ここでは、計画策定の趣旨や、食育基本法、かながわグランドデザイン、市町村食育推進計画との関係等をお示しします。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画の期間

4 計画の対象区域



かながわの食育マスコット「かなふう」

顔は中華まん、頭には三浦だいこん、手には三崎のまぐろ 神奈川の特産品でできています。

1 計画策定の趣旨

本県では、食育基本法及び国の食育推進基本計画にそって、平成20年3月に「食みらい かながわプラン」(神奈川県食育推進計画)を策定し、その後、第2次計画として平成25年3月に「食みらい かながわプラン2013」を策定し、関係機関、団体等と連携しながら、「食育」を県民運動として推進してきました。

その結果、食育の推進に関わるボランティアが増加し、食育を地域で推進していく体制が整ってきました。また、県内全ての市町村において食育推進計画が策定され、さらには全ての公立小・中学校において、食に関する年間指導計画が策定されるなど、家庭や学校、保育所等や団体・事業者による食育は着実に進展しています。

しかし、野菜摂取量の不足や若い世代の朝食欠食率の増加、高齢者の食生活の質に関する問題、まだ食べられるのに廃棄されている食品(食品ロス)の問題など、食をめぐる課題への対応が引き続き必要な状況です。

こうした状況は、平成28年3月に策定された国の第3次食育推進基本計画においても課題とされており、重点課題の、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進等の観点を踏まえ、本県の特性に合わせた食育をさらに推進していく必要があります。

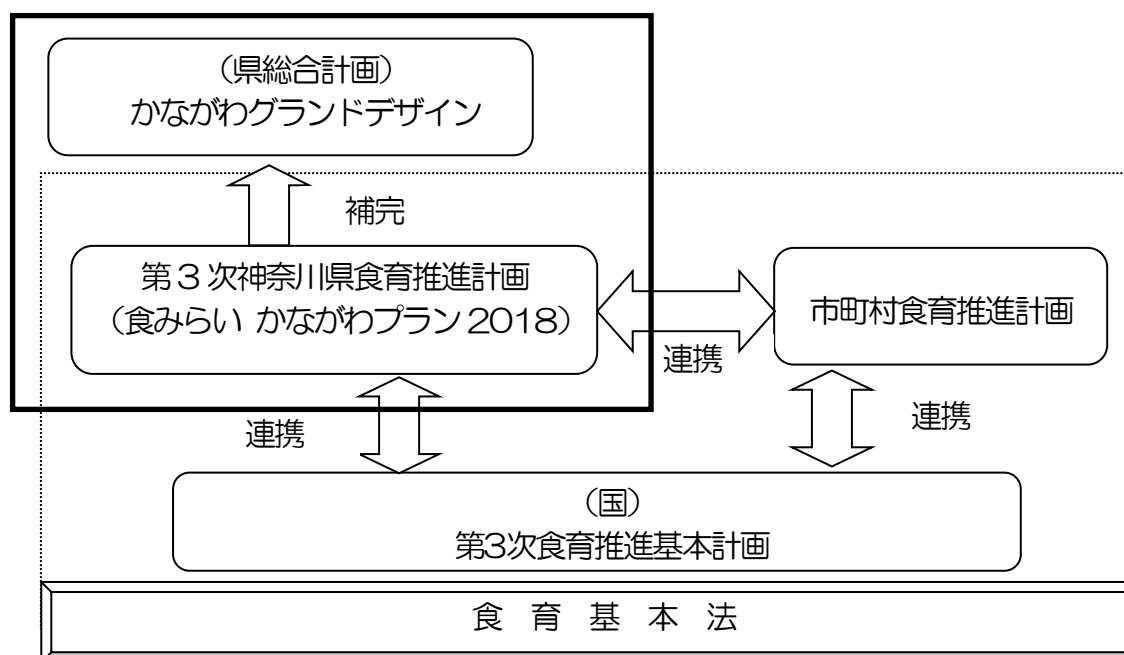
そこで、未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次神奈川県食育推進計画(食みらい かながわプラン2018)を策定しました。

食育基本法に掲げられた基本理念 (第2条～第8条)

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

2 計画の位置づけ

- (1) 食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として策定します。
- (2) 本県の総合計画である「かながわグランドデザイン第2期実施計画（平成27年7月）」を補完する個別計画として位置づけます。
- (3) 今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として策定します。
- (4) 市町村が食育推進計画を策定するにあたって、指針となる計画とします。
- (5) 県、市町村、関係団体・事業者等がそれぞれの役割と特性を活かしながら、さまざまなパートナーシップのもとで、県民とともに食育に取り組むための指針とします。
- (6) 県が策定した以下の計画等と整合を図った計画とします。
 - ・ かながわ男女共同参画推進プラン
 - ・ かながわ消費者施策推進指針
 - ・ かながわ子どもみらいプラン
 - ・ 神奈川県子どもの貧困対策推進計画
 - ・ かながわ青少年育成・支援指針
 - ・ 神奈川県循環型社会づくり計画
 - ・ かながわ農業活性化指針
 - ・ かながわ水産業活性化指針
 - ・ 神奈川県保健医療計画
 - ・ かながわ健康プラン21
 - ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画
 - ・ かながわ高齢者保健福祉計画
 - ・ かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針
 - ・ かながわ教育ビジョン



3 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
ただし、情勢の変化が生じた場合は、計画の期間内であっても見直すこととします。

4 計画の対象区域

対象区域は、県内全市町村とします。

SDG s について

2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDG s 実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDG s の要素を最大限反映することを奨励」しています。当第3次神奈川県食育推進計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

「未病」とは

- 私たちの健康状態をみると、「ここまでは健康、ここからは病気」と、明確に区分できるわけではなく、その間で連続的に変化しています。そうした状態を「未病」、さらに、より健康な状態に近づける取組を「未病の改善」と表現しています。
- 県では、「食」、「運動」、「社会参加」の3つの取組で、未病の改善に取り組んでいます。



ミビョーナ

ミビョーネ

「医食農同源」とは

- 「医食農同源」とは、病気を治療するのも、日常の食事をするのも、共に生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じだという考えに、さらに食材等を育てる「農」を取り込んだ健康観です。
- 若い人も高齢者も、元気で健康に暮らすことができるよう、地産地消や食育等を通じた医・食・農が連携した取組が求められています。そこで、医・食・農の各分野の専門家などによる医食農同源のあり方を検討するとともに、県内産農産物を活用したレシピなどを活用し、食を中心とした病気にならない健康づくりを普及していきます。

